＜2024.11.14＞

国営土地改良事業等における発注者支援業務（監督支援業務）積算基準

1　適用範囲

この積算基準は、国土交通省北海道開発局が発注する国営土地改良事業等における発注者支援業務（監督支援業務）に係る業務委託料の積算に適用する。

2　業務委託料

（1）業務委託料の構成

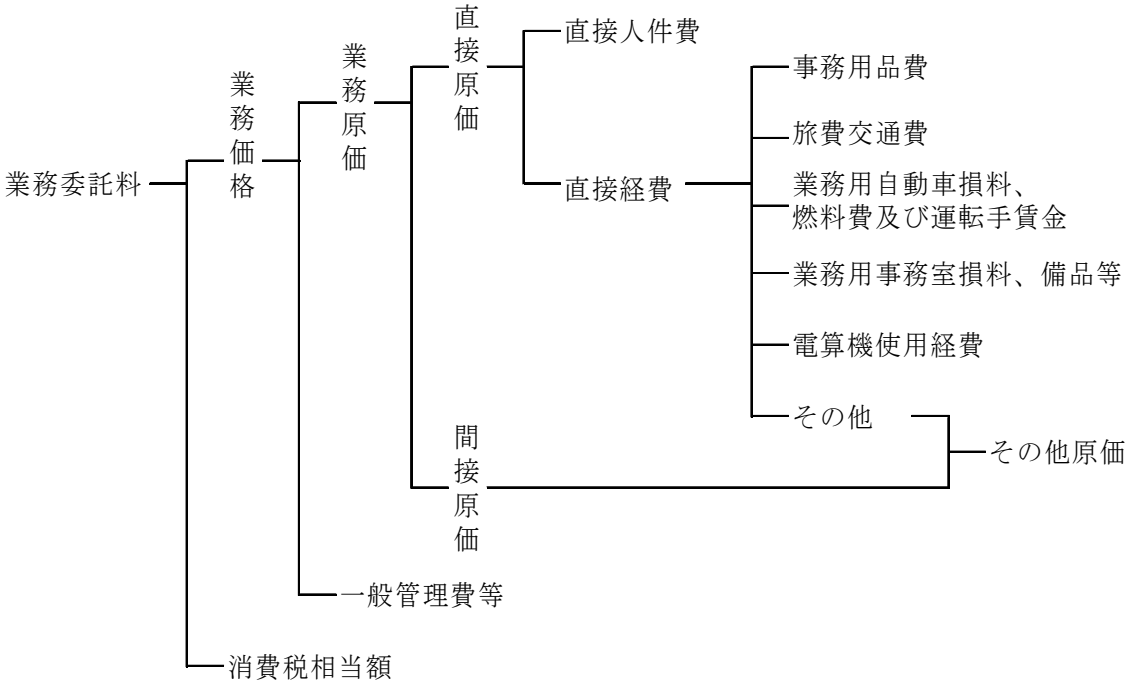

（2）業務委託料構成費目の内容

ア　直接原価

（ア）直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

（イ）直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

①　事務用品費
②　旅費交通費
③　業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金
④　業務用事務室損料及び備品費等
⑤　電算機使用経費　　等

（ウ）直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

イ　その他原価

その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

（ア）間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料)、PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む）とする。

ウ　一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち、直接原価、間接原価以外の経費であり、一般管理費及び付加利益からなる。

エ　消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3　業務委託料の積算

（1）業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算するものとする。

業務委託料　＝（業務価格）＋（消費税相当額）

＝［(業務原価）＋（一般管理費等)］＋（消費税相当額）

＝［(直接人件費）＋（直接経費）＋（その他原価）＋（一般管理費等)］＋（消費税相当額）

（2）各構成費目の算定

ア　直接原価

（ア）直接人件費

業務に従事する者の基準日額については、「5　標準歩掛」による。

（イ）直接経費

事務用品費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合に計上する。

①　事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

なお、農業土木工事仕様書、その他現場に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

②　旅費交通費

旅費交通費は、「国土交通省所管旅費取扱規則」、「国土交通省日額旅費支給規則」及び農林水産省　土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）に準ずる。

なお、発注者施設で業務を実施する場合であって、通勤により業務を行う場合は、出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は適宜計上する。

※「出発基地」とは、原則として参加表明業者のうち現地に最も近い本支店が所在する市役所等とする

③　業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金

現地調査に業務用自動車を使用する場合、必要な自動車は次により積算する。

（ⅰ）業務用自動車の規格は、原則として５人乗りライトバン（１．５Ｌ）とする。

（ⅱ）業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。

④　業務用事務室損料、備品等

発注者施設を無償使用する場合は、計上しないものとする。

⑤　電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合に計上するものとする。

⑥　その他

電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上する。

イ　その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

（その他原価）＝（直接人件費）×α／（１－α）

ただし、αは原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、２５％とする。

ウ　一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

（一般管理費等）＝（業務原価）×β／（１－β）

ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、３５％とする。

（３）変更の取扱い

業務委託料の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \text{変更官積算金額} \times \frac{\text{直前の請負代金額}}{\text{直前の官積算金額}}$$

ア　直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数、業務対象業務件数等）の変更に応じて変更する。

イ　直接経費

（ア）業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金は、現地調査に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所の増減、変更があった場合に変更を行うものとする。

（イ）旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

ウ　その他原価及び一般管理費等は、直接人件費等の変更に伴い変更を行う。

（４）その他

その他の業務委託料に関する算定については、必要に応じて、農林水産省　土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）を参考とする。

４　業務内容

（１）打合せ

ア　業務の実施にあたり、調査職員と管理技術者は、業務着手時及び業務完了時に、業務の全体計画等に打合せを行うことを基本とする。

イ　業務履行期間中、調査職員と管理技術者については定期的な打合せを行うことを基本とし、打合せの頻度等は設計図書によるものとする。

ウ　定期的な打合せについては、業務着手時及び業務完了時の打合せと兼ねることが出来る。

（２）工事管理

国営土地改良事業等における発注者支援業務共通仕様書第２００３条を基本とする。

（３）指揮・監督業務

国営土地改良事業等における発注者支援業務共通仕様書第１００５条第３項を基本とする。

5　標準歩掛

標準歩掛は、以下のとおりとする。

（1）打合せ

1月当たり

作　業　区　分	単 位	数 量	職　階	備　　考
定 例 打 合 せ	人	1．2	技師(A)	移動時間を含む。 2回／月を標準とする。

備考：1．打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。

2．打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

3．担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。

4．打合せ回数は、必要に応じて変更できる。

（2）監督支援業務

1）業務計画

1業務当たり

作　業　区　分	単　位	数　量	職　階	備　　考
業　務　計　画	人日	1．4	技師(A)	担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。

2）工事管理

1工事当たり

作　業　区　分	単　位	数　量	職　階	備　　考
工　事　管　理	人日	0．4	技師(A)	工事書類、関係資料の確認を対象とする。

※管理技術者を対象とする。

3）監督支援

1ヶ月当たり

作　業　区　分	単　位	数　量	職　階	備　　考
指揮・監督業務	人日	1．1	技師(A)	想定される担当技術者が2人以下の場合は、0．5を乗じる。
担 当 技 術 者	式	1．0	技師（C）	業務内容が標準的でない場合は別途考慮するものとする。 なお、人件費の計算は次式による。
直　接　経　費	式	1．0		

(注) 指揮・監督業務については、管理技術者を対象とする。

担当技術者については、以下のとおりとする。

・担当技術者（式/月） ＝ 基準日額 × 必要人数 × 19.5 人/日・月 ＋ 超過業務標準相当額

・必要人数は、対象業務量を考慮し決定するものとする。

・超過業務標準相当額の積算は、担当技術者の時間外給与月当たり３０時間相当分を計上することを標準とする。なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過時間あたり標準単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times A \times B$$

ただしＡ、Ｂは以下のとおりとする。

$$A = \frac{１２５}{１００} \qquad B = \text{割増対象賃金比}$$